



第10回 リース会計の必要性

(何故、リース会計なのか)
(計算書類の様式等)

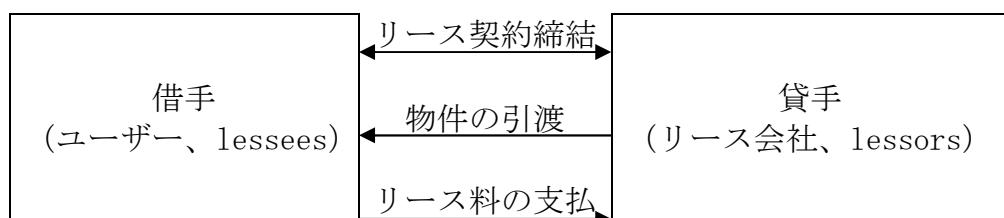
会計と経営のブラッシュアップ
平成24年3月5日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4日本経済新聞社発行)(利速会計入門 井尻雄士著 H2 日本経済新聞社発行)

I. リース会計

- (1) オペレーティング・リース取引—通常の賃貸借に準じて会計処理を行う
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に準じて会計処理を行う(次頁(2)①、②に当るもの)
(B/S 計上額、耐用年数、残存価額が(3)と異なる)
- (3) 所有権移転ファイナンス・リース取引
通常の売買取引により会計処理を行う

ファイナンス・リース取引とは、フルペイアウト (経済的実質の観点から、リスクと経済価値の実質的移転に注目する)、即ち資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するリースをいう。



(使用収益する権利)
B/S にリース資産、債務を計上
経済的実質、解約不能
法的実質 (legal substance)
すべてのコストの実質負担

(法的所有権)
B/S にリース資産計上

1. 借手のリース取引

(1) オペレーティング・リース取引

下記 2,3 以外のリース取引

解約不能のものは、貸借対照表日後 1 年内のリース期間に係るものと、1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。

(基準 15 項、22 項)

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

次の 2 要件のいずれかを満たすもの

① 現在価値基準 (90%ルール)

リース料総額の現在価値が、借手の現金購入見積額のおおむね 90% 以上であることをいう（中古市場等も勘案）

② 経済的耐用年数基準 (75%ルール)

解約不能のリース期間が、リース物件の経済的耐用年数のおおむね 75% 以上であることをいう

- ・ B/S 計上額は、公正評価額(貸手の購入価額が不明の時は、借手の見積現金購入価額)と現在価値のいずれか低い価額とする
- ・ 耐用年数はリース期間とする
- ・ 残存価額はゼロとする

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① 上記

② 上記

③ 所有権移転条項

④ 割安購入選択権

⑤ 特別仕様物件

リース取引に関する会計基準

重要定義のチェック

(1) 設 定(平成5年6月17日 企業会計審議会 改正平成19年3月30日 ASBJ)

リース取引に係る会計処理を定めることを目的とする。

(2) リース取引

特定の物件の所有者たる貸手(レッサー)が、当該物件の借手(レッシー)に對し、合意された期間(以下「リース期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいう。

(3) ファイナンス・リース取引

リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。なお、これに準ずるリース取引とは、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から事実上解約不能と認められるリース取引をいう。

(4) 「当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは、当該リース物件を自己所有するとするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することをいう。

(5) 「当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」とは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することをいう。

(6) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(7) リース取引開始日

借手が、リース物件を使用収益する権利行使することができた日をいう。

(8) 所有権移転ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引をいう。

(9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引以外のリース取引をいう。

設例 借手の会計処理

- (1) 期首に機械のリース契約を締結し、事業の用に供する。
- (2) 所有権移転条項、割安購入選択はなく、特別仕様ではない。
- (3) 解約不能のリース期間：4年
- (4) 借手の見積現金購入価格：7,800千円
- (5) 年々のリース料：2,000千円（各期末に支払う）
- (6) リース物件の経済的耐用年数：5年
- (7) 借手の減価償却方法：定額法（耐用年数：リース期間）
- (8) 借手の追加借入利子率：2%

(計算)

	1	2	3	4	計
リース料	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
現価	1.02 ⁻¹	1.02 ⁻²	1.02 ⁻³	1.02 ⁻⁴	3.808
元本	1,961	1,922	1,885	1,848	7,616
利息	39	78	115	152	384

借手の利息法のスケジュール

年度	①期首元本 千円	②リース料	③利息分	④元本分	⑤期末元本
1	7,616	2,000	152	1,848	5,768
2	5,768	2,000	115	1,885	3,883
3	3,883	2,000	78	1,922	1,961
4	1,961	2,000	39	1,961	0
合計		8,000	384	7,616	

(1年目の仕訳)

機 械	7,616	/ リース債務	7,616	※1	(期首)
					(期末)
リース債務	1,848	/ 現預金	2,000		
支払利息	152			※2	
減価償却費	1,904	/ 減価償却累計額	1,904	※3	(〃)
リース債務	3,883	/ 長期リース債務	3,883		(〃)

※1 2,000千円×3.808=7,616千円<7,800千円

(リース料の現在価値) (見積現金購入価額)

借手の貸借対照表計上価額は、公正評価額（貸手の購入価額、または借手の見積購入価額）と現在価値とを比較し、いずれか低い方の価額とする。（適用指針22項）

※2 7,616千円×2% = 152千円

※3 7,616千円÷4年 = 1,904千円

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (156)

リース取引に関する次の各間に答えなさい。

問1 リース取引をファイナンス・リース取引と判定する基準について説明しなさい。

問2 わが国のリース取引に係る会計基準では、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとされていたが、これについては、廃止論と存続論が対立していた。リース取引の経済的実質の観点から、両者の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 資産の概念について論じなさい。
2. リース取引に関する会計基準が公表されるに至った背景について述べなさい。
3. リース取引の定義を述べなさい。
4. リース取引のうち、ファイナンス・リース取引の要件について説明しなさい。
5. ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引に係る借手側の会計処理及び開示について、理由を付して述べなさい。

1. (1)現在価値基準 — 前述
(2)経済耐用年数基準 — //
2. (1)廃止論 — 資産を割賦購入する場合と同様であり、経済的実質に従うべきであるとする理由、及び財務諸表の比較可能性などがある。
(2)存続論 — 物融、取引(賃貸)であるとする。結果的には金融であり論拠はうすい。
但し、リース会社は、リース期間中は減価償却計算、固定資産税の納付、申告を行う。また、物件の返還等の場合は所有者としての責任や義務が残る。

問題 2 (162)

リース取引に関する会計基準では、借手側において、ファイナンス・リース取引に係るリース物件の取得価額を算定する場合に、なぜリース取引開始時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることを原則としたのか。その理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 資産の取得価額決定の論理について説明しなさい。
2. リース物件の取得価額決定の論理について述べなさい。
3. ファイナンス・リース取引に係るリース物件を資産として貸借対照表に計上する場合の取得価額決定方法について、割賦購入資産と関連させて説明しなさい。

問題3 (166)

リース取引に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 企業会計基準委員会では、改正前会計基準（リース取引に係る会計基準）に対するどのような問題意識のもと、リース取引に関する会計基準についての審議を行ったか、主な点を2つあげなさい。
- 問2 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引のような物件そのものの売買とは異なる性格を有するという考え方がある。
- (1) この考え方について説明しなさい。
- (2) この考え方による場合、現行のリース取引に関する会計基準に示されている会計処理とは異なる会計処理を行わなければならない可能性が生じる。それはどのような会計処理か、借手側の観点から述べなさい。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、どのような点で所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性質を有するか、(1)以外の性質を2つあげなさい。
- 問3 リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針によると、土地、建物等の不動産のリース取引についても、他の資産のリース取引と同様に、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定することとされている。(1)土地のリース取引は、どのように判定するか述べなさい。また、(2)土地と建物等を一括したリース取引は、どのように判定するか述べなさい。

〈基本問題〉

1. リース取引に関する会計基準に基づき、リース取引を分類しなさい。
2. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の会計処理について説明しなさい。
3. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の表示について説明しなさい。
4. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の注記について説明しなさい。

II. 会社法会計

旧 商 法 の 会 計？ 会社制度と債権者保護

会 社 法 の 会 計？ 情報提供機能(計算要件の強化)と利用者責任

1. 旧商法会計から会社法会計へ

- (1) 明治 32 年に施された商法は、大陸法系（成文法）の**債権者保護**（会社の純財産の維持）を法理念とするものであった。
- (2) それは**株式会社制度**（株主有限責任、株式譲渡の自由等）という資金調達（直接金融等）に有利な仕組みに対し、銀行等の**間接資金提供者**の債権の保全という観点から**債権者保護**の必要が生じた。
- (3) 戦後の昭和 25 年の改正は、**慣習法**の法思想に影響されたが、**債権者保護の計算理念**は変わらなかった。
- (4) しかし、平成 18 年に施行された会社法は、**情報提供機能の重視と債権者の自己責任**の観点から大幅に改正された。グローバル化の進展、IT 技術の活用などに伴う時価基準の適用や利益分配の多様化などの下、**情報提供機能**が重視されるようになった。
- (5) そのような事情を反映して、**債権者保護**という視点が薄れて、利害関係者への情報提供に重点が移り、次のことが設定されている。
 - ①情報提供機能—メディア、IT 等によるディスクロージャーの強化
 - ②剰余金分配規制—
 - ③計算書類作成要件の強化—

2. 会社法会計の一般知識

(1) 会社法における計算書類等

- ① 計算書類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表
- ② 計算書類の担当（取締役会設置会社）

作成	代表取締役
監査	監査役(会)
承認	取締役会
確定	株主総会

- ③ 計算書類以外の書類 附属明細書、事業報告、事業報告の付属明細書

(2) 表示単位

- ① 1円、千円、百万円のいずれか
- ② 切り捨て、四捨五入等は規定なし（通常は切り捨て）
- ③ ゼロ項目、科目の記載の要否（不要）

(3) 会計帳簿の保存期間

- ① 会計帳簿 仕訳日記帳、総勘定元帳、補助元帳と考えられる
- ② 会社法 株主会社は会計帳簿の閉鎖の時から10年間（会432②）
- ③ 法人税法 総勘定元帳や証憑書類 申告期限から7年間
(法126、150の2、法規59、67)

(4) 会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧権（会433①一）

- ① 発行済株式の3%以上を持つ株主は、
- ② 閲覧を求める理由を明にして、閲覧できる

(5) 会計慣行の「しん酌」規定

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の企業会計の会計慣行をしん酌する(計規 3)

「企業会計の基準」の適用 金商法上の大会社、会社法上の会計監査人設置会社

「その他の企業会計の会計慣行」の適用 会計監査人設置会社以外、中小企業の会計指針の位置

具体的な決算スケジュールの策定

「取締役会設置+監査役(会)設置+会計監査人非設置」の3月決算会社のスケジュール

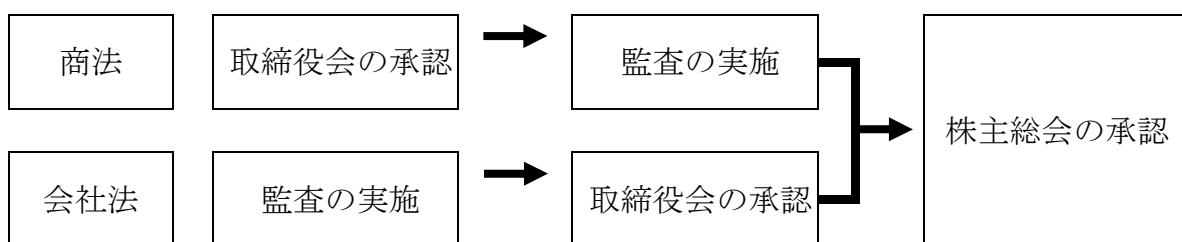
期末日		3月31日
監査役に対する計算書類の提出(注1)	4週間 (注2)	4月上、中旬
監査役からの監査報告		5月上、中旬
取締役会での計算書類承認		5月下旬
株主総会の招集通知の発送	2週間 (注3、4)	6月初
株主総会の開催日		6月中旬

(注1) 説明の便宜上、計算書類とその付属明細書の提出日を同一の日としています。

(注2) 一定の監査期間を確保するという趣旨ですから、監査役が十分と考えれば短縮することも可能です。

(注3) 公開会社でなければ、1週間に短縮できます。また、取締役会設置会社でなければ、1週間未満の期間を定款で定めることも可能です。

(注4) 招集通知の発送日から株主総会の開催日まで2週間必要という場合は、中14日間が必要とされています。



(6) 諸税金に関する会計処理

1. 法人税等の表示 (計規 93①) (P/L 末尾の表示)

税引前当期純利益	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× ×
法人税等追徴額 (△還付額)	× ×
法人税等調整額	× ×
当期純利益	× × ×

2. 法人税等の会計処理等 (監査上の取扱い)

- | | |
|------------|---|
| ① 未払法人税等 | 法、住、事の未納付額 |
| ② 源泉所得額 | 法人税等の税額控除を受ける額は法人税等に含めて処理する。その他は営業外費用項目とする。 |
| ③ 利益以外の事業税 | P/L 上原価または販管費項目とする。
未納付額は「未払法人税等」に含めて処理する。 |
| ④ 事業所税 | P/L の原価または販管費項目とする。
重要な未納付額は「未払事業所税」等とする。 |

3. 繰延税金資産、負債の表示 (計規 74、75、83)

関連した資産または負債の分類に基づいて、流動資産、投資その他の資産または流動負債、固定負債に計上する。

特定の資産または負債に関連しないものは、事業年度の翌日から起算して1年内に取崩されるものは流動項目とし、それ以外は固定項目とする。
また、流動項目、固定項目については差額表示とする。

3. 貸借対照表の様式（計規 74、75、76）

貸借対照表
(平成××年××月××日現在)

(単位：××円)

資産の部		負債の部 ⑥
I	流動資産	I 流動負債
	現金及び預金	1年内返済長期借入金 ⑦
	受取手形	役員賞与引当金 ⑧
	売掛金	未払法人税等
	有価証券	II 固定負債
	商品	長期借入金
	前払費用	退職給付引当金
	繰延税金資産 ①	繰延税金負債 ①
	貸倒引当金	負債合計
II	固定資産	純資産の部
1	有形固定資産	I 株主資本
	建物(減損損失控除後取得価額)	1 資本金
	構築物	2 新株式申込証拠金
	工具器具及び備品	3 資本剰余金
	車両運搬具	(1) 資本準備金
	建設仮勘定	(2) その他資本剰余金
2	無形固定資産	4 利益剰余金
	のれん ②	(1) 利益準備金
	施設利用権	(2) その他利益剰余金
3	投資その他の資産	別途積立金
	投資有価証券	繰越利益剰余金
	関係会社長期貸付金 ③	5 自己株式
	関係会社株式 ③	6 自己株式申込証拠金
	関係会社出資金 ③	II 評価・換算差額等
	長期前払費用	1 その他有価証券評価差額
	繰延税金資産(長期)①	2 繰延ヘッジ損益
	貸倒引当金	3 土地再評価差額金
	投資損失引当金 ④	III 新株予約権
III	繰延資産 ⑤	純資産合計
	新株発行費	負債及び純資産合計
	資産合計	

- ① 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺されて、いずれかが表示される
- ② 「企業結合の会計基準」で「のれん」に一本化(営業権や連結調整勘定)
- ③ 親会社・子会社・関連会社に対するものを含める
- ④ 設定目的を示す適当な名称を付ける
- ⑤ 限定列举の廃止により、会計慣行を斟酌
- ⑥ 法的債務性を有しない引当金に係る「引当金の部」は廃止
- ⑦ 従来、「1年内」を「1年内」と「財規」との調和

4. 損益計算書の様式

損益計算書 ①

〔平成××年4月 1日から
平成××年3月 31日まで〕

(単位: ××円)

科 目	金 額
I ② 売上高	
II 売上原価	
売 上 総 利 益 (金額) ③	
III 販売費及び一般管理費 ⑥	
営 業 利 益	
IV 営業外収益 ④	
受取利息及び配当金	
賃貸收入	
為替差益	
受託業務収入	
雑収入	
V 営業外費用 ④	
支払利息	
社債利息	
新株発行費償却	
賃貸原価	
雑損失	
経常利益	
VI 特別利益 ④	
固定資産売却益	
関係会社株式売却益	
VII 特別損失 ④	
固定資産除去損	
役員退職慰労引当金繰入額	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額 ⑧	
当期純利益 ⑤⑦	

- ① 財務諸表等規則(金融商品取引法)との調和を図ることとされている
- ② 区分表示 I～VII
- ③ 段階損益の表示
- ④ 重要性のあるものは細分表示
- ⑤ 株主資本変動計算書の「その他利益剰余金」の当期変動額と突合一致
- ⑥ 役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する
(仕訳例) 期末時 役員賞与引当金繰入額 ×××／役員賞与引当金 ×××
- 決議時 仕訳なし
- 支給時 役員賞与引当金 ×××／現預金 ×××
- ⑦ 包括利益の表示をすることができる(計規 95)
当期純利益 + その他利益(有価証券の時価評価差額等)
- ⑧ 会計監査人設置会社以外は税効果会計は任意適用

5. 株主資本等変動計算書の様式 ①

(単位：××円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計 新株予約権 計	
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式 合計				
	資本準備金	その他の資本剰余金	計	利益準備金	その他利益剰余金	××積立金		評価差額金	繰延ヘッジ損益		
	資本準備金	その他の資本剰余金	計	利益準備金	その他利益剰余金	××積立金		評価差額金	繰延ヘッジ損益		
前期末残高											
当期変動額											
新株の発行											
剰余金の配当											
当期純利益											
自己株式の取得、処分											
×××××											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計											
当期末残高											

- ① B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会435② 計規59①)
 従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要が生じてきた

②

6. 中小規模の会社における注記表の記載例

会計監査に設置会社でも公開会社でもない株式会社については、重要な会計方針に係る事項に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記およびその他の注記以外の注記事項を省略することが可能である。その他の注記とは、会計方針の変更や後発事象等の追加情報等である。ただし、計算書類の内容や会社の状況については、適宜注記事項を追加するのが望ましい。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、半製品、原材料 年次総平均法による原価法

(2) 貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物は定額法。その他の資産は定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 10～50 年

工具器具備品 5～20 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の法定繰入率に基づく繰入限度額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の 100%から当事業年度末の年金資産を差し引いた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 役員退職慰労引当金
 2. リース取引に関する会計基準
- (表示方法の変更)

(貸借対照表の注記) ×

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ×××千円
2. 担保に供している資産
土地のうち、×××千円を長期借入金×××千円の担保に供しております。
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。
短期金銭債権 ×××千円
短期金銭債務 ×××千円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債権は次のとおりであります。
短期金銭債権 ×××千円
長期金銭債権 ×××千円

(損益計算書の注記) ×

関係会社との取引高

- (1) 売上高 ×××千円
- (2) 仕入高 ×××千円
- (3) 営業取引以外の取引高 ×××千円

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 ×××株
3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 平成×1年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	××百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの金額 ...	××円
基準日	×年×月×日
効力発生日	×年×月×日
 - (2) 平成×2年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	××百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの金額 ...	××円
基準日	×年×月×日
効力発生日	×年×月×日

(1株当たり情報の注記) ×

1. 1株当たり純資産額 ×××円××銭
2. 1株当たり当期純利益 ××円××銭

7. 附属明細書の様式

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(取得原価による記載)								
区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産		円	円	円	円	円	円	円
	計							
無形固定資産								
	計							

(記載上の注意点)

- ① 減損損失を認識した場合には、当期の減損損失を「当期減少額」欄に内書（括弧書）きます。
- ② 合併、事業の譲受けまたは譲渡、災害による廃棄等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由ならびに設備等の具体的な内容および金額を脚注します。

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

- ① 「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注します。
- ② 退職給付に関する注記を個別注記表に記載しているときは、附属明細書にその旨を記載することで明細の記載を省略することができます。
- ③ 「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載します。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科目	金額	摘要
	円	
計		

8. 事業報告

記載事項	項目ごとの内容	参考となる資料
株式会社の状況に関する重要な事項	① 我が国の経済環境 ② 会社の属する業界の状況 ③ 会社の経営方針 ④ 会社の当期の業績 ⑤ 会社の長期目標 ⑥ 経営上の重要な契約 ⑦ 研究開発活動等	① 新聞・雑誌 ② 新聞・雑誌・業界専門誌 ③ 社内報 ④ 試算表・計算書類 ⑤ 経営計画書など ⑥ 各種契約書 ⑦ 社内研究開発資料
体制の整備の決定または決議の内容	① 内部統制の体制の整備についての決定	① 取締役会等決定機関の議事録

9. 事業報告の附属明細書の様式

他の法人等の業務執行取締役等を兼ねる会社役員の兼職の状況の明細

区分	氏名	業務先法人名	業務の内容	備考
取締役	○○ ○○	(株)△△商事	取締役	
	×× ××	△△ 株	取締役	
監査役	□□ □□	(株)○○商会	監査役	
	◇◇ ◇◇	×××(株)	取締役	

(注) 備考欄には、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一のものである場合に、その旨を記載します(施規128②後段)。

10. 監査報告書記載例

監査報告書

監査役××××は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第××期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容 ①

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するなどの方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果 ②

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③

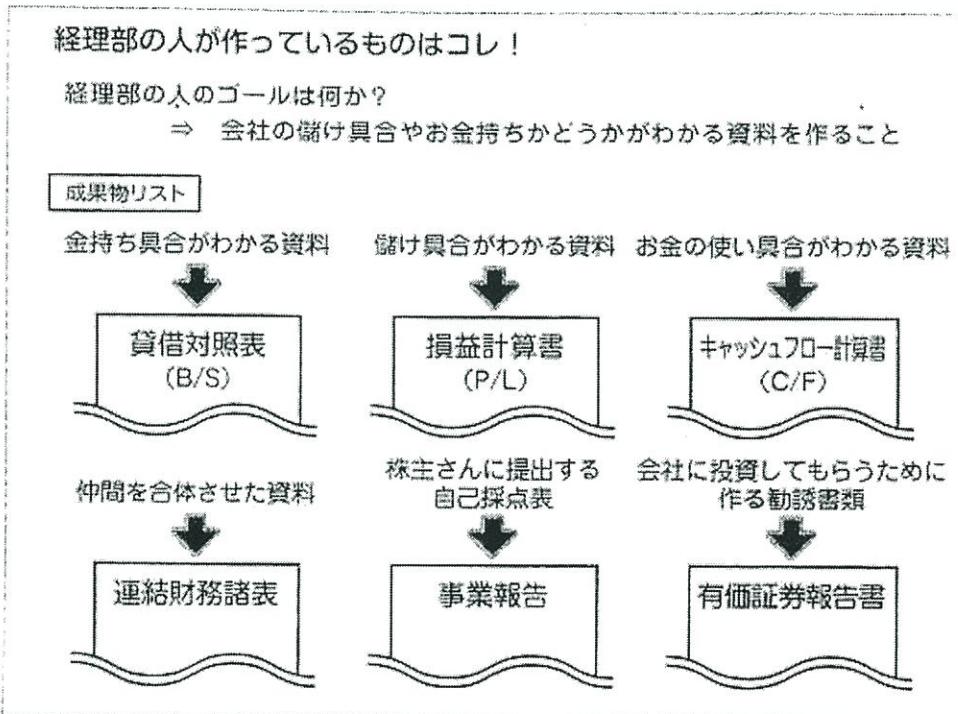
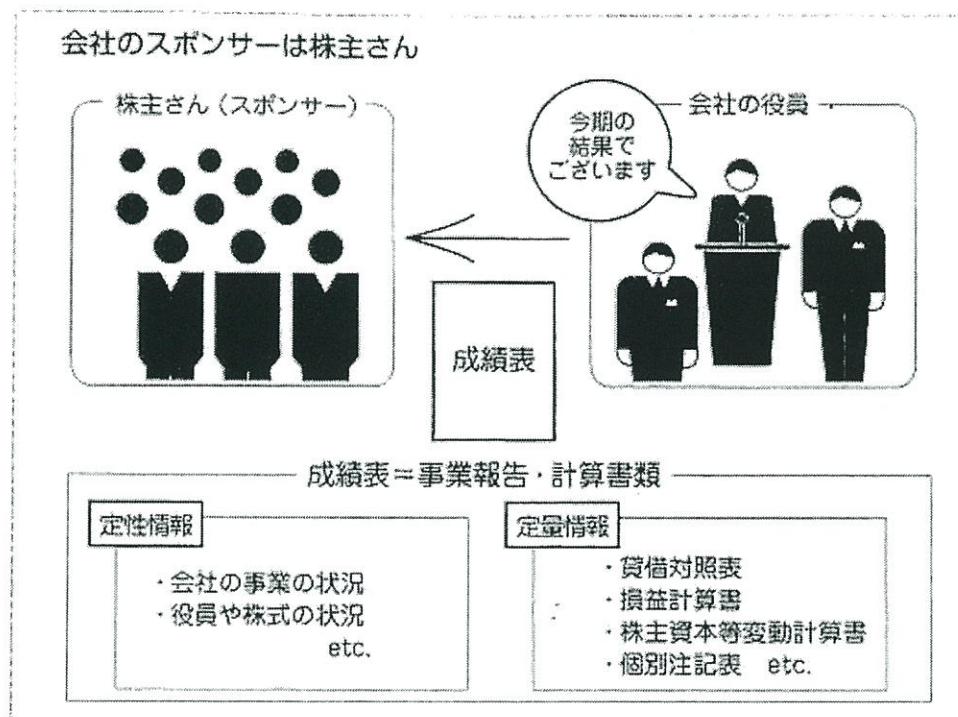
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成×年×月×日 ④

×××株式会社
監査役 ×××× 印

- ① 会計監査人を設置していませんから、監査役は、自ら主体的に会計監査を行う必要があります。
- ② 指摘すべき事項がある場合には、「監査の結果」の項にその旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載することになります。
- ③ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載することになります。
- ④ 監査報告書作成日は、法定記載事項とされています。



これだけは知らなきゃヤバいよ！会計
 (中尾篤史著 2011年4月 すばる舎発行)

1. 旧商法の会計の特色
債権者保護(会社財産の維持)の重視
2. 会社法会計の特色
経営者の受託責任や会社の債務弁済能力など情報提供機能の重視と株主債権者との自己責任の観点
3. 旧商法→会社法の変化とその必要性
株主のための有利な仕組(株主の経営参加と有限責任)として制度化された株式会社制度は同時に、債権者(銀行等)の債権保全の強化(**債権者保護**)を必要とした。このため会社の計算規定は「債権者保護」を中心としたが、20世紀の末からのグローバル化による実物財の経済から金融財、無形財の重視は、会社法の計算規定の目的を「情報提供機能」と「計算書類作成の要件強化」を通じて情報の信頼性による株主も含めて債権者自らの**自己責任原則**を重視する考え方へと変化した。
4. 会社法計算書類の4表(1)貸借対照表とは、
決算日時点(例えば3月31日)に会社がどの位の資産を持ち、どのように資金を調達したかを表示する計算書類。
(資産－負債＝純資産)
5. (2)損益計算書とは、
会計期間内にどのように、どのような利益をあげたかを表示する計算書類。
(収益－費用＝利益)
6. (3)株主資本等変動計算書とは、
B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す計算書類
従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握するに必要。
7. (4)注記表とは、
B/SやP/L、株主資本等変動計算書などの内容や会社の状況を計算書類の利用者に、より正確に伝えるため補足的に説明する計算書類。
8. キャッシュフロー計算書とは、
B/Sにおける現預金(Cash)増減即ち、Cash(お金)の動きを(1)営業活動、(2)投資活動、(3)財務活動に分けて、一定期間のCashの増減を把握できる表。

“60秒でサッと読みます”

巨額の不正と内部統制



(仕事に役立つ新しい会計 8)

平成 24 年 2 月 29 日 (水)

会計の最大の目的は**企業財産の保全**である。その一面は**効率的な経営**であり、もう一つの面は**不正の防止**である。最近、大王製紙、オリンパス、AIJ 投資顧問等の巨額な会計不正や破綻が連続して発生している。これらの事故の発生を防止し、経営者の暴走を止め、**ガバナンス**を確立するのが内部統制である。しかし乍ら、現実に起きている不正の発生は、企業における内部統制の評価と監査が有効に機能していないためだと言える。

会社法や金融商品取引法を初め、内部統制については、法律や多くの原則、指針等が基準化されている。その必要性が認識されたのは米国における巨額の不祥事による**会計不信**であり、その**反省**を込めて法制化された。

2001年からエンロン、アンダーセン、ワールドコムを相次いで倒産に追い込んだ大規模な会計不正に対する失われた信頼を取り戻すために、2002年に米国において**SOX 法(企業改革法)**が施行された。そのポイントは、経営者と監査法人が企業の内部統制とその開示の評価を毎年実行することであった。

米国に遅れること4年、西武鉄道、カネボウ事件などを経てわが国では金融商品取引法が法制化され、内部統制制度が導入された。すべての上場企業は、財務諸表に係わる**内部統制制度を構築し、その監査を受けなければならないこと**になっている。それは手痛い被害に基づいた反省である。

巨額な不正が再発するのは物事の本来の目的が行われていないからである。内部統制の評価と監査の運用と重点の置き方が誤っているのではないだろうか。例えば、代表的な**内部統制基準**である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」基準化されている多くの項目のうち基本的に必要なものは何かと言えばただ一項目、**全社的な内部統制**の部分である。

全社的な内部統制の対象は、そんなに複雑ではない。**①財務諸表そのもの、②連結ベースの思考、③財産の保全**であり、これらの点について株主、取締役会、監査役、会計監査人等の法的機関が経営者に対して機能すれば、本質的な、或いは、巨額な不正は防ぎ得る。要は、これらの機能が当然のこととして、頭(経営トップ)に対して作用すれば、**頭は腐らず、巨額な不正が起こることは少ない筈である。**

結論として言えば、制度化された内部統制の評価と監査によって**その目的とする成果(財産の保全)**を図る**目的意識と不屈の順法精神**を持って業務を実施するべきである。上記の**「あり方」**を読んで多大のコストと時間をかけて構築した内部統制であるのに、労多くして実益の少ない内部統制基準の実施に停まっていることを反省すべきである。部分的で、細かくて、複雑なチェック事項ばかりに無駄なエネルギーと時間を浪費せずに、本来の目的である**経営責任(全社事項)**のチェックを実質的に行う、即ち**森を見ること**を忘れないことが肝要である。雨の後の水たまりで釣りをするような実務や心構えでは魚は釣れないのである。



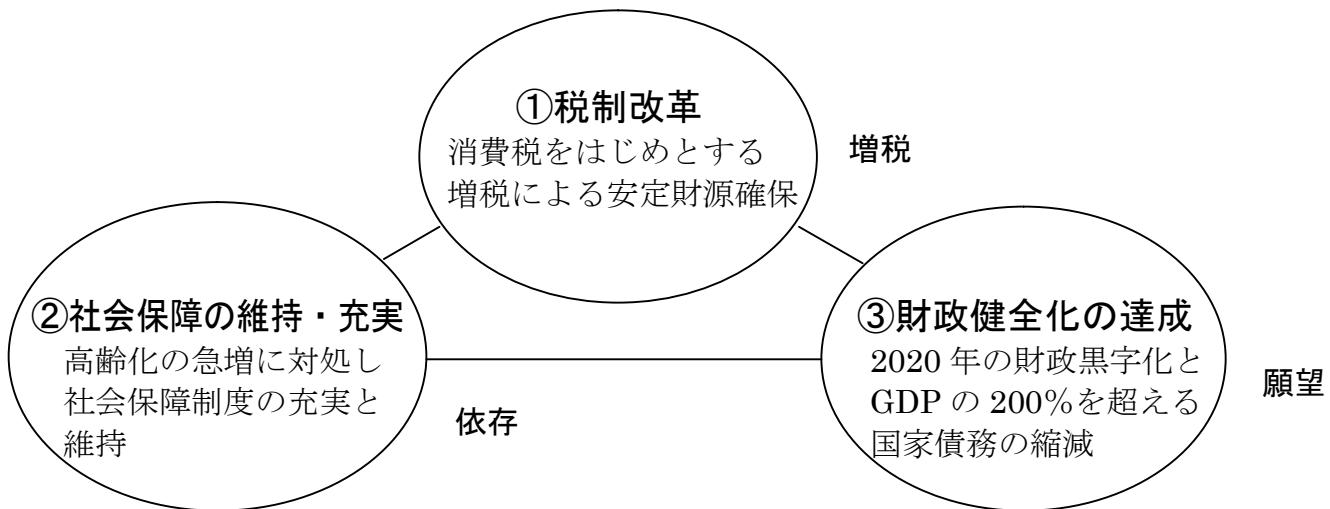
一体改革と金融津波

(2月のごあいさつ)

平成 24 年 2 月 20 日 (月)

予想しがたいような最近の天候は、日本の政治経済の動向とも似ています。

政府によれば、社会保障と税の一体改革とは、社会情勢が大きく変化する中で、
 ①税制の抜本改革で安定財源を確保し、②社会保障制度の維持・充実と、③日本の
 財政健全化を図り、我が国にとって待ったなしとなった社会保障制度の維持と財政
 健全化という二大目標を同時に実現するための改革ということだ。
 それを図にすると、



内容を一見しても、人口減少社会の到来に備えた給付と負担の見直しは不充分で、医療、介護分野の費用を抑え込む効果も信頼できず、歳出削減の行動を欠く財政健全化の道のりは厳しいというのが現実である。消費税率を 10% に引き上げ、社会保障制度の安定と財政健全化を目指す一体改革と言われても、素直には受け取れない。そのイメージは一体感を欠いたバラバラの①増税、②依存拡大、③希望的観測、という政府の改革願望とすら感じる。リーダーシップというものは、過去に何度も実現しなかった先送り（1999.2 経済戦略会議、2001.1 経済財政諮問会議）ではなく、少なくとも行動を伴った発言であって欲しい。

金融・経済の大津波という発言もリーダーシップを欠き、狼少年のように無責任である。2008年のリーマンブラザーズの破綻は、確かに世界経済を覆った百年に一度の金融津波であったし、現下の欧州債務危機の拡大は津波の再来を予測させるものもある。加えて、GDP の 200% を超えて、尚、国家債務を膨らませている当事国のリーダーの発言となれば、無責任さを云々する前に、足下に金融津波が突然押し寄せてくるかの恐怖感も起きる。

以上を読み返すと、予想しがたいような経済惨事、狼少年の不幸な警告が本当に迫って来そうな気になる。